

企業規模等によって使用する様式が変わります。
①～⑨のどの様式に該当するか、ご確認ください。

A.小規模事業主（従業員が概ね20人以下または個人事業主）
以下から該当するものをお選びください。

業況特例 または 特に業況が 厳しい事業主 (※1)	生産指標 (※2) が直近3か月の月平均で前年同期、前々年同期 または3年前同期と比べ30%以上減少している小規模事業主 判定基礎期間 (※3) の初日…令和4年 3月～9月【日額上限 15,000円、助成率 最大10/10】 10月～11月【日額上限 12,000円、助成率 最大10/10】 12月～令和5年1月【日額上限 9,000円、助成率 最大9/10】 2月～【廃止】	訓練有	訓練無
		①	②
地域特例	緊急事態宣言の対象都道府県 もしくは まん延防止等重点措置の対象区域 (※4) において知事の要請等を受けて営業時間の短縮等に協力している 小規模事業主 判定基礎期間の初日…令和4年 3月～9月【日額上限 15,000円、助成率 最大10/10】 10月～11月【日額上限 12,000円、助成率 最大10/10】 12月～【廃止】	訓練有	訓練無
		③	④
上記以外	上記の業況特例 （または、特に業況が厳しい事業主）・ 地域特例に 該当しない小規模事業主 判定基礎期間の初日…令和4年3月～9月【日額上限 9,000円、助成率 最大9/10】 10月～11月【日額上限 8,355円、助成率 最大9/10】 12月～令和5年3月【日額上限 8,355円、助成率 最大2/3】	訓練有	訓練無
		⑤	⑥

- ・教育訓練を実施した場合…「訓練有」、教育訓練を実施していない場合…「訓練無」
- ・Aの事業主はBの様式もお使いいただくことも可能です。

A（小規模事業主）を選択の場合、実際に支払った休業手当等の額により助成額の算定を行います。
平均賃金による算定を希望の場合、B（中小企業事業主）を選択して下さい。

B. 中小企業事業主（下表に該当し小規模事業主に該当しない企業）

以下から該当するものをお選びください。

業況特例 または 特に業況が 厳しい事業主 (※1)	生産指標 (※2) が直近3か月の月平均で前年同期、前々年同期または3年前同期と比べ30%以上減少している中小企業事業主 判定基礎期間 (※3) の初日…令和4年 3月～9月【日額上限 15,000円、助成率 最大10/10】 10月～11月【日額上限 12,000円、助成率 最大10/10】 12月～令和5年1月【日額上限 9,000円、助成率 最大9/10】 2月～【廃止】	⑦
地域特例	緊急事態宣言の対象都道府県 もしくは まん延防止等重点措置の対象区域 (※4) において知事の要請等を受けて営業時間の短縮等に協力している中小企業事業主 判定基礎期間の初日…令和4年 3月～9月【日額上限 15,000円、助成率 最大10/10】 10月～11月【日額上限 12,000円、助成率 最大10/10】 12月～【廃止】	⑧
上記以外	上記の業況特例 (または、特に業況が厳しい事業主) ・地域特例に該当しない中小企業事業主 判定基礎期間の初日…令和4年 3月～9月【日額上限 9,000円、助成率 最大9/10】 10月～11月【日額上限 8,355円、助成率 最大9/10】 12月～令和5年3月【日額上限 8,355円、助成率 最大2/3】	⑨

中小企業とは次に該当する企業をいいます。

小売業（飲食店を含む） サービス業 卸売業 その他の業種	資本金5,000万円以下又は従業員 50人以下 資本金5,000万円以下又は従業員100人以下 資本金 1億円以下又は従業員100人以下 資本金 3億円以下又は従業員300人以下
---------------------------------------	--

・ 中小企業事業主は教育訓練の有無によらず共通の様式を使用します。

C.大企業事業主（A・B以外の事業主）

以下から該当するものをお選びください。

業況特例

または
特に業況が
厳しい事業主
(※1)

生産指標(※2)が直近3か月の月平均で前年同期、前々年同期または3年前同期と比べ30%以上減少している大企業事業主

判定基礎期間(※3)の初日…令和4年 3月～9月【日額上限 15,000円、助成率 最大10/10】
10月～11月【日額上限 12,000円、助成率 最大10/10】
12月～令和5年1月【日額上限 9,000円、助成率 最大2/3】
2月～【廃止】

7

地域特例

緊急事態宣言の対象都道府県 もしくは まん延防止等重点措置の対象区域(※4)において知事の要請等を受けて営業時間の短縮等に協力している大企業事業主

判定基礎期間の初日…令和4年 3月～9月【日額上限 15,000円、助成率 最大10/10】
10月～11月【日額上限 12,000円、助成率 最大10/10】
12月～【廃止】

8

上記以外

上記の業況特例(または、特に業況が厳しい事業主)・地域特例に該当しない大企業事業主

判定基礎期間の初日…令和4年 3月～9月【日額上限 9,000円、助成率 最大3/4】
10月～11月【日額上限 8,355円、助成率 最大3/4】
12月～令和5年3月【日額上限 8,355円、助成率 最大1/2】

9

- ・大企業事業主は教育訓練の有無によらず共通の様式を使用します。

※1 判定基礎期間の初日が令和4年12月及び令和5年1月の場合、「生産指標(※2)が直近3か月の月平均で前年同期、前々年同期または3年前同期と比べ30%以上減少している事業主」を「特に業況が厳しい事業主」という。

※2 生産指標：生産指標は、雇用の変動と密接に結びつく指標が含まれ、個別に判断するものです。例えば、宿泊業であれば「客室の稼働率」「客数」、建設業であれば「工事請負契約数」、造船業であれば「手持工事量(受注残高)」や「操業量」、労働者派遣事業であれば「労働者派遣契約の件数」や「就業中の派遣労働者の数(休業中の者を除く)」なども含まれますので、管轄の労働局やハローワークにお問い合わせください。

※3 判定基礎期間：本助成金は、原則として休業の実績を1ヶ月単位の期間で判定して支給されます。この1ヶ月単位の期間を「判定基礎期間」といいます。「判定基礎期間」は原則として、毎月の賃金の締め切り日の翌日から、その次の締め切り日までの期間です。

※4 緊急事態宣言の対象都道府県 及び まん延防止等重点措置対象区域等については下記のページを参照してください。
(https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/cochomoney_00002.html)